

第4回 都道府県防犯設備士(業)協会全国大会開催



平成21年11月20日（金）、岐阜じゅうろくプラザ5階会議室にて、第4回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会が開催されました。全国の防犯設備士（業）協会からは25協会、40名の方々に参加頂き、また、警察庁、岐阜県警察本部、防犯協会からも多数のご来賓の方々の出席を賜り、オブザーバとして、協会設立を計画中の各地の発起人の方々、総合防犯設備士の方々にも多数出席いただきました。

第一部本会議では当協会吉田専務理事から開会の挨拶に続いて、ご来賓を代表して警察庁生活安全局生活安全企画課 専門官 渡邊 裕一様と、岐阜県警察本部生活安全部 部長 田伸一英様からご挨拶をいただきました。

その後、「役割分担を踏まえた日防設への要望事項等について」の審議に入り、昨年合意した地域の各協会と日本防犯設備協会との役割分担に基づき、日本防犯設備協会がこれまでに実施した施策が報告され、これに対する意見交換がなされました。この中で、日本防犯設備協会から「都道府県防犯設備士(業)協会を核とした各関連団体との連携イメージ」が紹介され、各地の防犯設備士・総合防犯設備士のアクセスポイントであり活動の拠点としての地域の協会の位置づけや、地域の協会同士の連携、各地における警察や行政、防犯協会との連携等についての実施状況と方向性の共有がなされました。

また、事前に実施したアンケートの結果、及び当日各協会から出された意見では、会員の確保や財政面、防犯優良マンションへの取り組みなどの課題、各地域における警察や自治体との連携上の課題など、今後さらに解決してゆくべき課題も多いことを相互に認識しました。

引き続き、次回開催地の審議を行い、次回開催地を千葉県とすることを満場一致で決定しました。



司会：関根技術担当部長

開会のご挨拶

社団法人 日本防犯設備協会 専務理事 吉田 正弘

日本防犯設備協会専務理事の吉田でございます。皆様方とお会いするのは昨年のちょうど今頃、愛知県での全国大会の開催以来の方も多いと思いますが、今年は岐阜県での開催ということで、岐阜県警察本部、岐阜県防犯設備協会には大変お世話になります。この場をお借りしまして、厚く御札を申し上げます。

昨年開催されました愛知県での大会では、都道府県協会と日防設の役割分担というテーマで議論を進めた結果、それぞれの役割分担の方向性が示されたのではないかと思っております。今年は昨年の議論を踏まえまして、更に具体的にどの様にお互いがやっていくことが良いのか、今後どういう施策があるべきなのか、というようなことを中心に議論を交わしていただければと考えております。

当協会側から見た昨年来からの変化についてご報告申し上げます。ひとつめは、公益法人法が昨年末に施行になり、5年以内に当協会も態度を決定しなければならないことになっております。現在コンサルタント会社にお願いしながらワーキンググループを創りまして、議論中であります。今のところの予定では、来年6月の総会までに定款の改正や諸準備を整えて、公益法人として認定の申請をしたいと考えております。確定的なものではありませんが、そのように進める予定で考えております。

もうひとつは「優良防犯機器認定制度」の関係ですが、この制度が始まり1年が経過しようとしております。防犯カメラとデジタルレコーダーに



限っておりますが、おかげさまで100機種を超える申請をいただきまして順調に進んでいると考えております。こちらも皆様方のご支援のおかげであると思います。これから更に普及・宣伝活動を行い、認定機器が広まっていくことを願っております。このあと講演会もございますが、優良防犯機器委員会の副委員長よりこのテーマで講演をさせていただきます。

このように当協会ではこの2つの変化がございました。今回の全国大会でもいつものように本会議と3つの地域協会からの事例等の発表、そして講演会がありまして、最後に懇親会という予定でございます。すべてのスケジュールが有意義に進むことをお願いいたしまして私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

来賓のご挨拶

警察庁生活安全局生活安全企画課 専門官 渡邊 裕一 様

只今ご紹介いただきました、警察庁生活安全局生活安全企画課専門官の渡邊でございます。本日は第4回都道府県防犯設備士(業)協会 全国大会にお招きいただきましたことを厚く御礼申し上げます。皆様方には日頃より防犯機器・防犯システム・防犯設備の普及を通じて、犯罪の無い安全で安心な社会の実現にご努力いただいております事に心から感謝申し上げる次第であります。

さて、最近の治安情勢ですが、刑法犯の認知件数は平成15年以降減少を続けております。本年の1月から10月までの数字でありますと、7年連続して減少を続けております。全体としては改善の傾向を示しておりますが、一方で減少傾向にあった強盗やひったくりが増加しているほか、依然として、子どもや女性が被害者となる事件や振り込め詐欺等の事件が発生しております。住宅を対象とした侵入窃盗につきましても本年1月から10月までの認知件数は約6万8千件であり、これは1日あたりにすると約220件になり、治安に対する国民の不安を解消するには至っていない状況であります。また、景気や雇用情勢等が治安に与える影響も引き続き懸念されます。このような治安情勢の中で、警察といたしましても各種の対策を行っており、安全・安心な街づくりの一環として、例えば川崎地区での街頭防犯カメラシステムモデル事業の実施や、子どもを犯罪から守る環境作りを支援する観点から、防犯カメラを活用したモデル事業を実施しております。

しかし、警察だけでの取組みだけでは、安全・安心な社会を実現することはなかなか出来ないことがあります。ここにご出席の皆様をはじめ貴協会や防犯ボランティアの方々、関係機関等が手を携えて社会全体で安全で安心な社会を創っていくことが大切だと考えております。近年、国民の自



主防犯に対する関心の高まりは著しいものがあり、自らの力で地域の安全を守っていこうという防犯ボランティアの数が平成20年末現在約4万1千団体で、調査を開始した平成15年の約3,000団体の13倍以上という数字になっております。防犯ボランティアの活動が活発になって来ており、警察といたしましても引き続き支援していきたいと考えております。

防犯ボランティアの活動を補完するもののひとつとして防犯設備があります。国民の自主防犯活動の高まりと相まってそれらをサポートする防犯設備の普及も重要な課題であります。技術革新が進み、国民に手ごろな価格で防犯設備が手の届く状況になってきました。国民が個々の生活環境や使用環境に合った適切な防犯設備を選択するため、正確でわかりやすい情報を伝えていくことも重要な役割ではないかと思います。

貴協会におかれましては、防犯カメラや防犯照明、防犯設備等の調査・研究・普及に取り組んでこられました。また、優良防犯機器認定制度(RBSS)の運用をはじめ、防犯設備の普及に関して国

民に分かりやすい適切な情報提供をしていただいております。国民ひとりひとりが、真に安全・安心が実感できる環境をつくるため、地域の犯罪に適した防犯対策を提供していくこともお願いしていきたい事のひとつです。この会が活発に行われることで、防犯設備士・総合防犯設備士の皆様が地域に根ざした防犯活動を推進し、全国の防犯ネットワークを広げられようとしております。私ど

ももこの活動をサポートし、拠点となる各地域協会が設立され、地域に根づいた活動と密接な情報交換と連携がされることを期待しております。最後になりましたが、本日この大会にご出席されている皆様方のご多幸ご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



来賓のご挨拶

岐阜県警察本部生活安全部 部長 田仲 一英 様

只今ご紹介いただきました岐阜県警察本部生活安全部長の田仲です。本日は第4回都道府県防犯設備士(業)全国大会が盛大に開催されましたこと、そして貴重な会議の時間をいただき、お祝いのご挨拶の機会を得ましたことに感謝を申し上げます。皆様方には平素から治安の維持、安全・安心なまちづくりにむけて日々ご尽力を賜り、最前線でご

活躍されておりますことに深く敬意を表したいと思います。また、平素から警察活動の各般にわたりまして、深いご理解とご支援、ご協力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

当県の岐阜県防犯設備協会は平成18年10月に発足以来、積極的な活動を推進されており、県民の防犯意識も向上してきたのではないかと思っております。こうした機運の中でこのような全国大会が当地で開催されますことに岐阜県民といたしまして重ねて感謝を申し上げます。

先程全国的な治安情勢等のお話がありました。岐阜県も同じような傾向を示しております。平成14年をピークに今年の10月まで刑法犯の認知件数はマイナス傾向で続いておりますが、減少率、減少数が鈍化傾向になって参りまして、非常に厳しい状況になっております。県警といたしましても犯罪をいかに抑止するか。被害者をひとりでもいかに少なくするか。これが非常に大きな永遠のテーマであると考えております。1970年代の抑止対策は「犯罪原因論」、「犯罪は被疑者に原因がある」というもので、「被疑者の原因を取り除けば、犯罪は減るだろう」という論法が主流でございましたが、結局原因の究明が難しいということで減少に至りませんでした。その反省を踏まえて80年代からは「犯罪機会論」が台頭してきました。「犯罪を構成するのは犯罪のやりやすい機会を与えているからだ」というもので、被害者の視点からスキを



見せない環境をつくれば、犯罪者は犯行を踏みとどまるというもので、犯罪の機会を与えないことが抑止に繋がるという論法です。皆様方が携わり推進してみえる業務が、まさにこれにあたるものではないかと思います。

当県におきましても岐阜県防犯設備協会の方々には、協会優良マンションの審査員や安全・安心まちづくりアドバイザー、犯罪抑止フォーラムの講師、実践体験型の教育を行っていただく等数々の活動にご尽力を賜っているところでございます。県警としましても、警察官の防犯設備士資格取得を奨励し、県下各地域に配置すべく、取り組みを進めております。

皆様方と今後も緊密に連携を取りながら、真の安全・安心まちづくりに向けて、中身の濃い取り組みが進めていきたいと考えております。今後ともご支援、ご協力、そして新たな知恵を拝借しながら安全・安心まちづくりに向けて努力していきたいと思います。

最後になりますが、本会の益々の発展と、ご列席の皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

休憩を挟み、各地域協会のご紹介と活動トピックスとして、今回の開催地である岐阜県防犯設備士協会、NPO法人神奈川県防犯設備士協会、千葉県防犯設備士協会の順に発表していただきました。

その後、第2部の講演に移り、日本防犯設備協会の制度部会RBS副委員長三澤賢洋氏より「最近の防犯カメラの動向とRBS認定について」の講演がありました。

各地域協会の活動トピックス（抜粋）

岐阜県防犯設備協会

- ・これまでの活動状況
- ・防犯設備アドバイザーの委嘱（「防犯設備アドバイザー設置運営要綱」制定施行）
- ・地域安全活動（防犯設備アドバイザーの活動状況）
- ・地域安全活動（安全安心アドバイザー派遣制度、派遣制度による活動状況）
- ・防犯優良マンション認定制度への支援
- ・岐阜県優良防犯器具等認定事業への支援
- ・防犯設備士要請研修会



岐阜県防犯設備協会 横地事務局長

NPO法人 神奈川県防犯設備士協会

- ・住宅街防犯カメラを設置して
- ・横須賀市ハイランド地区の防犯カメラ（設置位置）
- ・設置の経緯等



NPO法人 神奈川県防犯設備士協会 伊東理事

千葉県防犯設備士協会

- ・日防設の養成講習・試験の受託
- ・防犯アドバイザー
- ・防犯優良マンション認定審査（診断マニュアル、審査委員）
- ・防犯講話の標準化と受託促進
- ・既築マンションの防犯診断と認定制度への取り組み
- ・防犯優良駐車場への取り組み
- ・法人化に向けた具体的検討
- ・コンプライアンス／個人情報保護法、会則の見直し



千葉県防犯設備士協会 平間事務局長

第2部講演

最近の防犯カメラの動向とR B S S認定について

社団法人 日本防犯設備協会 優良防犯機器委員会副委員長
総合防犯設備士 第06-0181号 三澤 賢洋

犯罪状況と防犯への意識変化

- ・平成20年刑法犯認知件数は平成14年から6年連続で減少を続け、結果100万件減少した約181万件。検挙件数は前年より約3万件減少、検挙率は31.5%で31%台を維持。
- ・最近の傾向として言われるが、地域別や場所別などの犯罪特徴点が浮き彫りになる傾向がある。例1、刑法犯罪種別構成比から、共同住宅4階以上（マンション）の侵入窃盗が前年より約3,740件（26%）減少。例2、刑法犯発生場所別割合から、マンションの刑法犯発生場所別割合は4.9%、風俗犯などの性犯罪の割合は道路上に次いで2位の10.1%。侵入窃盗対策は進んだが性犯罪への対応が不足か。これが女性の不安感や防犯カメラ設置期待につながるのでは。
- ・刑法犯罪者の特徴は、検挙者の約40%が再犯者、窃盗起訴人の53%が有前科。少年の検挙者の約30%が再非行少年（検挙・補導）。出来心犯罪でなくプロの犯罪である意識が必要。
- ・犯罪者は何が嫌いか 犯行をあきらめた理由ベスト5
 1. 声をかけられたジロジロ見られた……………63%
 2. ドアや窓に補助錠がついていた……………34%
 3. 犬を飼っていた……………31%
 4. 機械警備システムが付いていた……………31%
 5. 防犯ビデオカメラが付いていた……………23%
- ・犯罪企図者は見られるのが嫌い、侵入や退出に時間がかかるのが嫌い。
- ・杉並区は防犯ボランティア活動と合わせ防犯カメラを設置する施策を実施、平成19年に空き巣が前年比約1/3になりその後も減少。住民は防犯カメラ設置に賛成、記録画像の提供が増加。
- ・防犯カメラとの付き合いから、R B S S機器で安全と安心のインフラつくり。



防犯カメラ撮影画像への指摘

- ・映像セキュリティ委員会の分析、画像が悪い理由（画角設計ミス カメラ選定ミス 被写界深度はずれ フォーカス調整ミス 解像度が悪い 照度不足など）。これらの理由として、正しい施工や調整ができない、機能・性能が不足する機種の存在がある。
- ・優良防犯機器認定基準（R B S S）は、防犯カメラやデジタルレコーダに要求される機能・性能要素（故障が少ない 連続動作できる 画角に合った撮影 正しい色再現 画質劣化少ない記録 記録画像取り出し画像に関する情報 すばやい操作など）と、正しい施工や調整ができるようにする要素（上記画像が悪い理由など）や防犯関係者・専門家の提言を入れて、防犯カメラとデジタルレコーダ（防犯用）で解決や補完できる機能・性能と測定方法を規定。
- ・優良防犯機器認定制度（R B S S 《Recognition Better Security System》）

(社)日本防犯設備協会が、一般の方々の安全・安心に寄与することを目的に、防犯機器に必要とされる機能と性能の基準を策定し、その基準に適合した機器を「優良防犯機器」と認定することにより、優良な防犯機器の開発及び普及促進を図る自主認定事業。「優良防犯機器」には、防犯機器の安心マークであるR B S S ロゴマークを表示できる。

・優良防犯機器認定制度 制度開始1年の認定状況（2009.12）

防犯カメラ72型式 デジタルレコーダ（防犯用）53型式 認定登録会社10社 計125型式

・審査は、事業者資格審査（ISO9001取得レベルの会社かどうか、販売体制、メンテナンス体制、補修用部品供給が整備されているか等）と機器認定審査を実施。

R B S S 防犯カメラ基準

- ・防犯カメラ認定基準（共通機能・性能10項目、高度機能・性能7項目）
- ・共通機能として、連続動作など、フォーカス調整、画角調整、逆光補正や、自動映像レベル調整、ホワイトバランス、フリック補正、S N比、解像度、最低被写体照度など、防犯カメラに必須な機能・性能を規定。
- ・高度機能として、最低被写体照度（高感度タイプ）、デイナイト、電子感度アップ、電源重畠、ドームカメラ耐衝撃、ダイナミックレンジ拡大、P T Z一体型など、場所や目的に合わせて使う機能・性能を規定。

R B S S デジタルレコーダ（防犯用）基準

- ・デジタルレコーダ（防犯用）認定基準（共通機能・性能13項目、高度機能・性能3項目）
- ・共通機能として、連続動作など、記録画質と画像サイズ、記録レート、記録時間、記録画像の取り出し、ライブ画像の表示、画面上の表示、日時検索、变速再生、日時修正、機器異常通知、モードロック、基本操作手順書など、デジタルレコーダ（防犯用）に必須な機能・性能を規定。

R B S S を活用した防犯カメラシステム設計

- ・防犯カメラシステムの4大設計項目は、ステップ1防犯カメラ設置場所の選定、ステップ2防犯カメラの選定（R B S S 機器又はR B S S を満足する機器）、ステップ3設置目的と画角の選定、ステップ4デジタルレコーダの選定（R B S S 機器又はR B S S を満足する機器）。
- ・ステップ1 防犯カメラ設置場所の選定
 - 1.警察庁の通達等で設置場所が設定される場所。
 - 2.脆弱性が予想される場所。防犯設備士や総合防犯設備士が選定。
 - 3.顧客が設置を希望する場所。
- ・ステップ3 設置目的と画角の選定
 - 1.画角と防犯カメラの設置場所、出入口を確実に撮影する。
 - 2.死角がないようなカメラ配置にする。
 - 3.重要防犯ポイントは人相の認識。
- ・記録画像の管理は大切だが、個人情報保護法などの判例が少ないので、注意点のみ説明。
 - 1.防犯カメラシステムの設置目的を明確にすることが第1。
 - 2.防犯カメラ映像で特定個人が識別できる場合、個人情報保護法での個人情報に該当する。
 - 3.取り扱う個人数が5000人を越えることが無い場合には、同法でいう個人情報取扱い事業者になることは少ないと思われる。
 - 4.同法にある、対象者への事前の同意や画像提供協力に関する規定は、同法の例外項目などもあり、通常の

- 防犯カメラシステムの場合には、抵触しないと思われる。
5. マンションに関しては、色々な協会や団体から、防犯カメラ運用のガイドが出されている。
 6. プライバシー保護の面もあり、告知をすることは大切。

防犯カメラシステムの新しい技術

- ・新しい防犯カメラの技術開発

防犯カメラシステムは、プログレッシブ方式、ネットワーク伝送、高画素撮像素子の3技術が関連して進歩。新技术によって、NTSC方式では不可能な高水平及び高垂直解像度、省線化と大規模化、画像解析対応が進化可能。新技术は、記録容量増加やローリングシャッターなど未解決部分もあるが防犯に使える機能性能が多くある。

防犯設備士・総合防犯設備士の制度とRBSS制度は車の両輪

都道府県防犯設備士(業)協会の皆様で、当協会の両制度を活用し、日本の安全と安心のインフラつくりを実現して欲しい。

懇親会開催



第三部の懇親会では、開催地の岐阜県防犯設備協会 会長 不破 利兼 様と来賓の財團法人岐阜県防犯協会 専務理事 久津屋 和彦 様のご挨拶を頂きました。その後、各地域の協会関係者の相互の情報交換や、今後設立を計画している地域の発起人の方々へのアドバイスなど、時間を忘れる程熱心な交流がありました。最後に、NPO法人東京都セキュリティ促進協力会 理事長 政本 猛 様の中締めの後閉会しました。



岐阜県防犯設備協会 不破会長



財団法人岐阜県防犯協会 久津屋専務理事



千葉県防犯設備士協会 平間事務局長



NPO法人東京都セキュリティ促進協力会 政本理事長

